

社労士がお勧めする助成金情報

「健康経営」 「非正規雇用」 「高齢者雇用」 「仕事と育児の両立」 「生産性向上」

社会保険労務士法人ミューゼス

代表社員・特定社会保険労務士 中山 雅継

令和3年10月15日



助成金受給のための共通ポイント①

- ✓ 雇用保険の適用事業所の事業主であるか（雇用関係助成金）
- ✓ 労働関係法令の違反がないか
 - ・雇用保険、社会保険への加入漏れはないか
 - ・労働保険料の未納はないか（遡及取得した場合は注意）
 - ・最低賃金を下回っていないか
 - ・未払残業がないか
- ✓ 直近に事業主都合による退職がないか

助成金受給のための共通ポイント②

帳簿類の整備

- ✓ 労働条件通知書（雇用契約書）
記載項目の確認、就業規則・賃金台帳との整合性
- ✓ 出勤簿（タイムカード）
始業・終業時刻、時間外労働時間などが記載されているか
- ✓ 賃金台帳（給与明細）
未払い残業代がないか（固定残業手当は要注意）、最低賃金
- ✓ 就業規則
施行日・改定日の記載、労基署の受付印、委任規定は要注意
- ✓ 36協定
時間外、休日労働がある場合は必ず届出しておくこと

☆ 中小企業の範囲

「資本金の額・出資の総額」か「常時使用する労働者の数」のいずれかを満たす企業が中小企業に該当

産業分類	資本金の額・出資の総額	常時使用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

☆生産性要件 生産性を向上させた場合に助成金が割増

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、以下のいずれかに該当すること。

- (1) 3年度前に比べて6%以上伸びていること
- (2) 3年度前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること
金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること

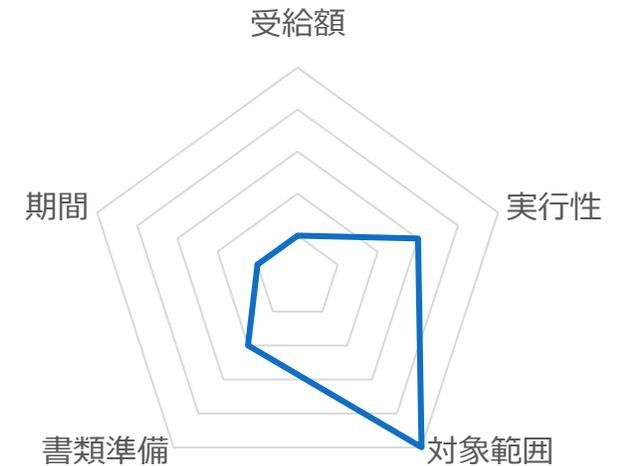
👉計算式

$$\text{生産性} = \text{付加価値} \div \text{雇用保険被保険者数}$$

$$\begin{aligned} \text{付加価値} = & \text{営業利益} + \text{人件費（役員報酬等は含めない）} \\ & + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課} \end{aligned}$$

【レーダーチャートの見方】

- ① 受給額 最大受給額が大きいほど数値が大きい
- ② 実行性 計画を実行しやすいほど数値が大きい
- ③ 対象範囲 受給対象となる範囲が広いほど数値が大きい
- ④ 書類準備 書類作成、準備がやさしいほど数値が大きい
- ⑤ 期間 受給までの期間が短いほど数値が大きい



【雇用関係助成金】

☆ 生産性要件

人材確保等支援助成金

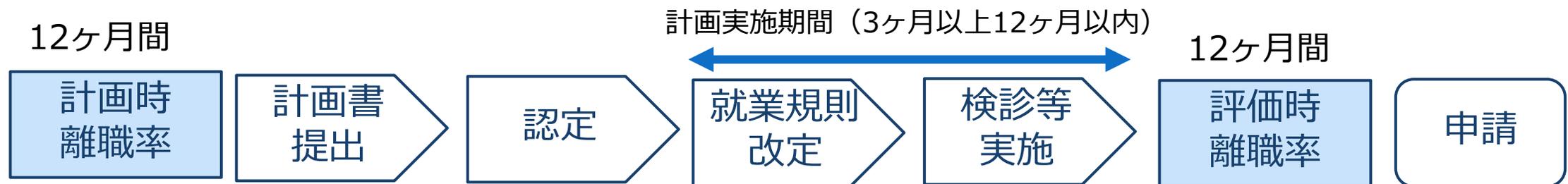
雇用管理制度助成コース・健康づくり制度

雇用管理制度を導入し従業員の離職率が目標より低下した場合に助成
「評価・処遇制度」「研修制度」「**健康づくり制度**」「メンター制度」
〈都道府県労働局又は管轄ハローワーク〉

概要

雇用保険加入人数	1～9	10～29	30～99	100～299	300以上
低下させる離職率（目標値）	15%	10%	7%	5%	3%

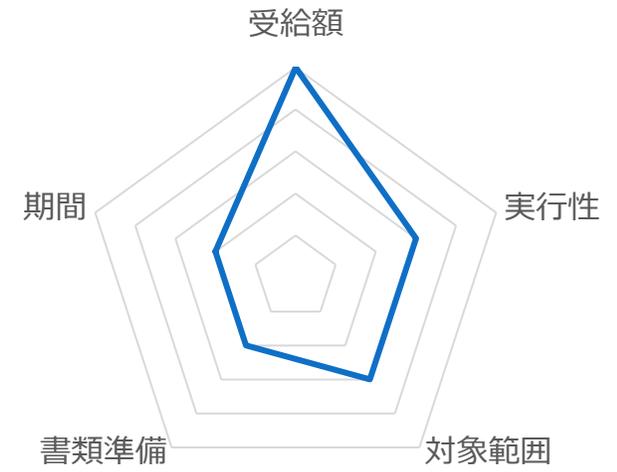
離職率目標達成助成	57万（72万円）
-----------	-----------



※法定検診 **+** **a** の健診制度（会社が費用を半額以上負担）を実施していること
 がん検診、歯周病検診、骨粗しょう症検診、腰痛健康診断などから選定

※正社員を1名以上雇用していれば申請可能

※新設事業所でも申請可能



【雇用関係助成金】

☆ 生産性要件

キャリアアップ助成金 正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成
 <都道府県労働局（管轄ハローワーク）>

概要①

パターン	中小企業	大企業
①有期→正規	57万（72万円）	42万7,500円（54万円）
②有期→無期	28万5,000円（36万円）	21万3,750円（27万円）
③無期→正規	28万5,000円（36万円）	21万3,750円（27万円）

※上記は1人当たりの金額。①～③合わせて、1年度1事業所当たり**20人**まで申請可

有期契約労働者 … 契約期間を定めて雇用する社員

正規雇用労働者 … 週35時間以上で勤務し定年まで働ける社員

無期雇用労働者 … 期間の定めがなく正規以外の社員（無期パートなど）

概要②



※就業規則に助成金の条件に沿った転換条文を規定していること

※計画期間内に転換をしていること

※転換前の勤務期間は6か月以上必要、有期から転換は3年以内の者に限る

※転換後は雇用保険、社会保険に加入させていること

※3親等以内の親族不可

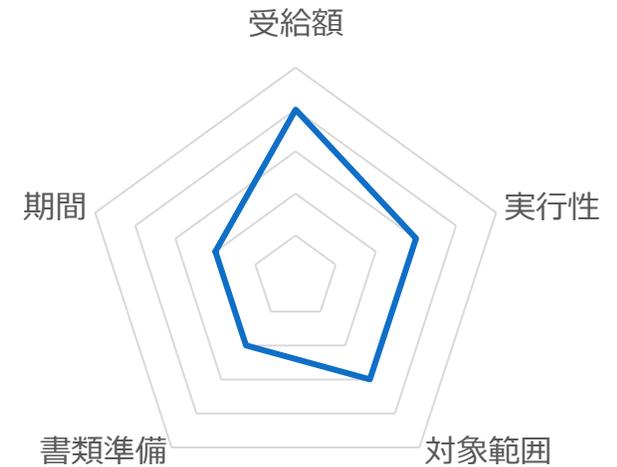
※転換後の賃金総額が**3%以上増加**していること

賃金総額に含めないもの

①実費補填であるもの ②**毎月の状況により変動するもの** ③**賞与**

<例> 通勤手当、住宅手当、歩合給、精皆勤手当（無事故手当）、食事手当、休日手当、時間外労働手当（**固定残業代を含む**）

☆ 生産性要件



【雇用関係助成金】

65歳超雇用推進助成金

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した場合に助成
〈独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構〉

概要

パターン	中小企業	大企業
有期→無期	48万（60万円）	38万（48万円）

※上記は1人当たりの金額。1年度1事業所当たり**10人**まで申請可。



※入社6ヶ月以上5年以下の50歳以上、転換時の年齢が定年未満かつ64歳未満

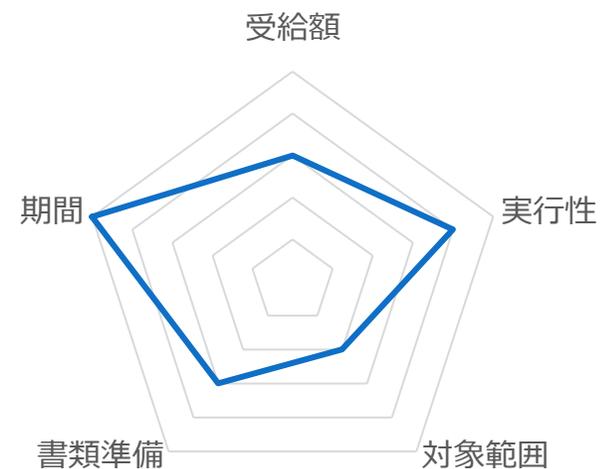
※**賃金アップ条件はなし**

※有期から無期への転換でOK（正社員でなくてよい）

※3親等以内の親族可

※1年間転換対象者がいないと計画届は失効してしまう

※3名以上申請すると現地調査が入る



【雇用関係助成金】

☆ 生産性要件

両立支援等助成金 出生時両立支援コース

男性従業員が「育児休業」又は「育児目的休暇」を取得した場合に助成
 <都道府県労働局 雇用環境均等部（室）>

概要①

【育児休業】	中小企業	大企業
1人目の育休取得	連続 5日以上 57万円（72万円）	連続14日以上 28.5万円（36万円）
1人目の個別支援加算	10万円（12万円）	5万円（6万円）
2人目以降の育休取得	①育休 5日以上 14.25万円（18万円）	①育休 14日以上 金額中小同様
	②育休 14日以上 23.75万円（30万円）	②育休 1ヶ月以上 金額中小同様
	③育休 1ヶ月以上 33.25万円（42万円）	③育休 2ヶ月以上 金額中小同様
2人目以降の個別支援加算	5万円（6万円）	2.5万円（3万円）

※1年度に10名まで申請可能（1人目の助成金額は初年度のみ）

【育児目的休暇】	中小企業 合計 5日以上利用	大企業 合計8日以上利用
制度導入・利用	28.5万円（36万円）	14.25万円（18万円）

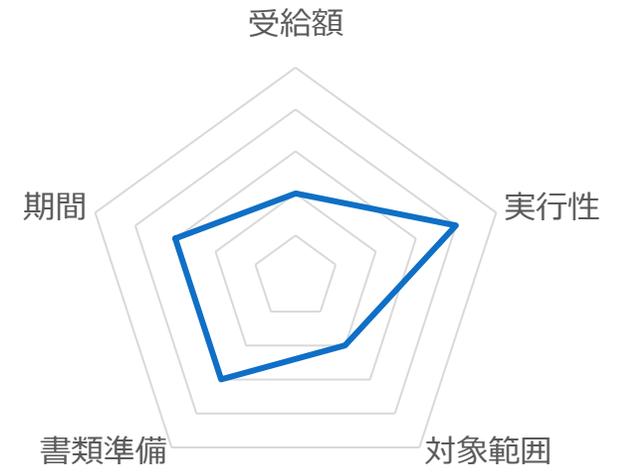
※1企業1回限り申請可能（【育児休業】と【育児目的休暇】を両方申請可能）

概要②



※個別支援加算（育児休業の取得を後押しする取り組み）

- ① 育児休業に関連する制度を、メール等又は書面により個別に周知・交付すること
（休業中・休業後の待遇等、子の看護休暇、所定外・時間外・深夜労働の制限）
- ② 対象男性社員に対し、育児休業取得を促すための個別面談を行うこと
- ③ 対象男性社員の上司に対して、対象男性社員に育児休業取得を促している旨を説明すること
- ④ 当該上司に対し、①で対象男性社員に周知・交付した書面等を明示すること



【雇用関係助成金】

☆ 生産性要件 ☆ 中小企業

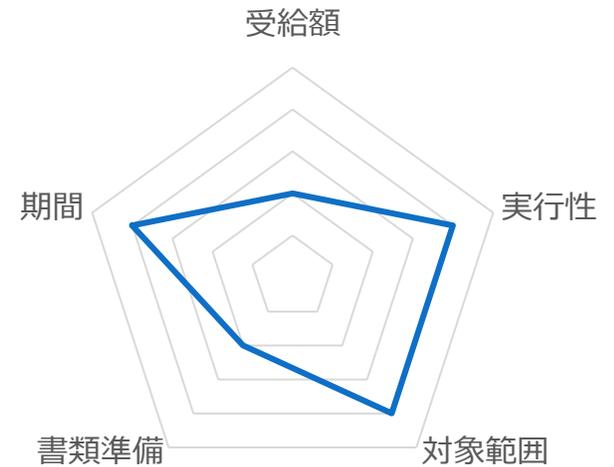
両立支援等助成金 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った事業主に助成
 <都道府県労働局 雇用環境均等部（室）>

概要



	支給額	支給人数／回数
① 育休取得時	28.5万円（36万円）	1事業主2回まで （無期雇用者・有期雇用者各1回）
② 職場復帰時	28.5万円（36万円）	1事業主2回まで （無期雇用者・有期雇用者各1回）



【労働条件等関係助成金】

☆ 中小企業

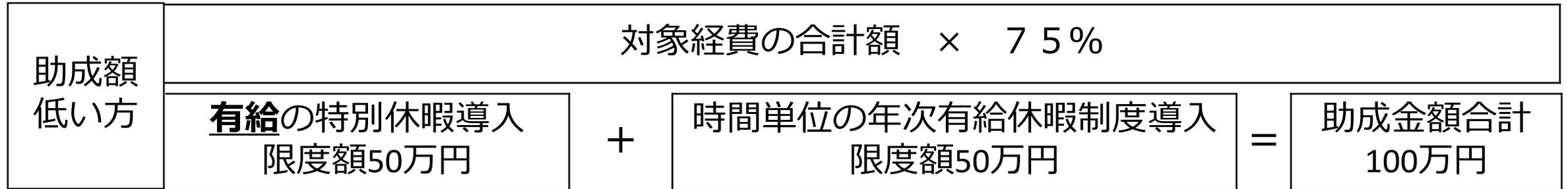
働き方改革促進支援助成金

労働時間短縮・年休促進支援コース

新たな特別休暇や時間単位年休を導入した企業が、生産性を上げる機器などを購入した費用を助成

＜都道府県労働局 雇用環境均等部（室）＞

概要

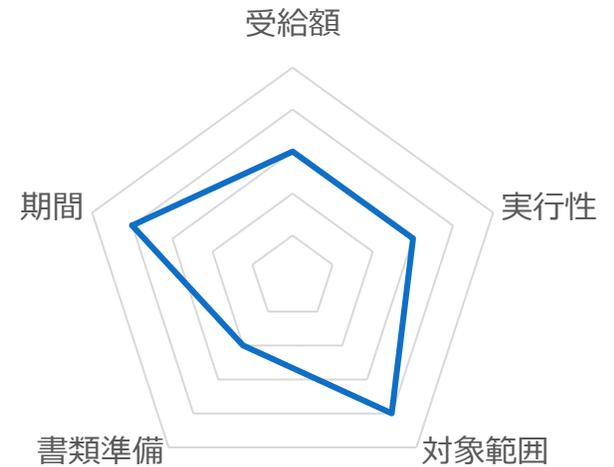


※対象経費（A研修 B外部専門家のコンサルティング C規程作成・変更 D人材確保に向けた取り組み **E労務管理用ソフトウェア・機器等の導入・更新**、**F労働効率の増進に資する設備・機器等の導入・更新**）

※機器はPC、タブレット、スマートフォンは対象外

※特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇）のいずれか1つ

※各種期限に注意（交付申請書**11/30**、事業実施**R4/1/31**、申請**R4/2/10**）



☆ 生産性要件 ☆ 中小企業

【労働条件等関係助成金】

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上につながる設備投資などの費用を助成

＜都道府県労働局 雇用環境均等部（室）＞

概要

助成対象事業場	① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ② 事業場規模100人以下				
引き上げる労働者数	20円コース 20円以上UP	30円コース 30円以上UP	45円コース 45円以上UP	60円コース 60円以上UP	90円コース 90円以上UP
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円
*適用要件あり	①事業場内最低賃金900円未満 又は 売上高や生産量が30%以上減少				
助成率	事業所内最低賃金900円未満 対象経費の合計額 × 80% (90%) 事業所内最低賃金900円以上 対象経費の合計額 × 75% (80%)				

※地域別最低賃金を下回っていないこと

※事業所内最低賃金は、雇入れ後3ヶ月を経過した労働者が対象

※各種期限に注意（事業実施**R4/3/31**、申請**R4/4/10**）



ご清聴ありがとうございました